35

65歳までの継続雇用を明記 —労政審部会報告

行をめざす。 を企業に義務付ける報告書をまとめ 題部会(部会長=大橋勇雄・中央大学 労働相の諮問機関)の雇用対策基本問 討を行ってきた労働政策審議会(厚生 会に提出し、二〇一三年四月からの施 た高年齢者雇用制度の改正案を通常国 込んだ。厚生労働省は報告書に基づい 会の実現に向けた環境の整備にも踏み た。今後の方向性として、生涯現役社 大学院戦略経営研究科教授)は昨年 一二月二八日、六五歳までの継続雇用 今後の高年齢者雇用対策について検

ままでは六○歳以降、仕事もなく、 つ年金ももらえない労働者が生じる恐 き上げられていることだ。現行制度の 今回、報告が出された背景にあるの 年金の支給開始年齢が段階的に引 か

年齢は二〇一三年に六五歳への引き上 部分の支給開始年齢の引き上げも開始 げが完了し、さらに同年から報酬比例 老齢厚生年金の定額部分の支給開始

ずれかにより、 度の導入③定年の定めの廃止― 内容は①定年の引き上げ②継続雇用制 する法律」(改正高齢法)を改正し、 一○○六年から施行している。改正の 厚生労働省は引き上げに対応するた 「高年齢者等の雇用の安定等に関 段階的に六五歳までの ーのい

> 付けた。 継続雇用を確保することを企業に義務

なかった。 全員の雇用を確保する制度になってい れており、必ずしも六五歳まで希望者 の基準を設けることができることとさ 者に健康状態や人事評価などなんらか 定により、 だが、この改正高齢法では、 継続雇用の対象となる高齢

は四七・九%と半数に満たない。 員が六五歳以上まで働ける企業の割合 割合は九五・七%。しかし、希望者全 での雇用確保策を導入している企業の 高年齢者雇用状況によると、六五歳ま 厚生労働省が発表した二〇一一年の

準を設けている。 五六・八%が、対象となる高齢者の基 用確保措置を講じている企業のうち、 また、継続雇用制度の導入により雇

当 面 段階的な経過措置も設ける

して盛り込まれた。 する基準制度を廃止すべきことが柱と では、継続雇用の対象となる人を選別 こうした状況を改善するため、

新たな基準が必要」との意見も出され らに「基準の維持が難しいのであれば、 者雇用にも影響を及ぼす」と反発。さ から妥当な制度。廃止した場合、若年 の委員が「(基準は) 労使自治の観点 部会での議論の経過では、使用者側

た。

例部分の支給開始年齢が六一歳に引 よいことになる。 き上げられる二〇一三年度であれば、 だ。たとえば、老齢厚生年金の報酬比 ればよいとする経過措置を盛り込ん の年齢まで希望者全員の雇用を確保す 齢の段階的な引き上げに合わせて、そ 六一歳まで希望者全員を再雇用すれば そこで当面の間、 年金の支給開始年

関連企業での受け入れも

した。 会社— た場合、 会社②子会社③親会社の子会社④関連 ることには限界があることから、①親 -での受け入れも認めることに 一つの企業内で雇用を確保す 就労を希望する高齢者が増え

期的に検討していくべき課題」にとど する環境整備の状況を踏まえて、中長 及ぼす」などの理由から、導入を断念。 業の労務管理上、極めて大きな影響を 企業の労務管理上の様々な課題に関 法定年齢の引き上げについては、「企

名を公表することも検討する。 従わない悪質な企業については、 勧告を行うことが定められているが、 置を実施していない企業に対し、指導、 現行の高齢法では、雇用確保実施措

た環境整備も提言 生涯現役社会」の実現に向け

トピックス

備も求めた。 涯現役社会」 報告では、今後の方向性として、「 の実現に向けた環境の整 生

できる限り長く働いてもらう必要があ 構造を改善するためには、高年齢者に る。社会保障制度において、少ない労 れ、労働力人口の減少が危惧されてい が全人口の三割を越えることが見込ま 働者が多くの高齢者を支えるいびつな 二〇二五年には六五歳以上の高齢者

れるようにすることなどが提言されて を行ったり、必要な職業訓練を受けら 能力を棚卸して、職業選択の方向付け 行うほか、ジョブ・カードを周知する や有料職業紹介事業者を通じた支援を よう定年前から産業雇用安定センター されていた企業以外でも再就職できる を求めた。具体的には、定年まで雇用 勢下でも再就職できるよう支援の強化 ことで、労働者自身が職務経歴や職業 報告では中高年齢者の厳しい雇用情

歳までの雇用確保が実現するものであ を選別できる基準制度の廃止が盛り込 長の談話を公表した。 きい」などと評価する南雲弘行事務局 まれたことについて、「雇用と年金の 確実な接続に向け、希望者全員の六五 連合は同日、 『報告』に盛り込まれた意義は大 継続雇用制度の対象者

調査・解析部